厚生労働省発健０４０１第１２号
平 成 ２ ６ 年 ４ 月 １ 日

各都道府県知事　殿

厚生労働事務次官
（公　印　省　略）

水道水源開発等施設整備費の国庫補助について

標記の補助金の交付については、昭和63年５月20日厚生省生衛第877号厚生事務次官通知の別紙「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成26年４月１日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。

（別紙）

厚生省生衛第８７７号
昭和６３年　５月２０日
最終改正　厚生労働省発健０４０１第１２号
平成２６年　４月　１日

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

（通則）

第１　水道水源開発等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（定義）

第２

(1)　「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第３条に規定するものをいう。

(2)　「水道水源開発施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

(3)　「水道広域化施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道法第３条に規定する水道施設であって、次に掲げる特定広域化施設、一般広域化施設及び広域化促進地域上水道施設をいう。

ア　「特定広域化施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。

イ　「一般広域化施設」とは、２以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は２以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設（ア及びウに掲げるものを除く。）をいう。

ウ　「広域化促進地域上水道施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的水道整備計画区域内の水道施設をいう。

(4)　「水道広域化促進事業」とは、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、以下の２つの事業で構成される事業をいう。

ア　経年施設更新事業

給水人口が概ね10万人以下の水道事業の水道施設であって、整備する時点で耐用年数が超過しているものを整備する事業

イ　統合関連事業

アの事業に係る水道施設以外の水道施設を整備する事業であって、統合に係る水道事業又は水道用水供給事業に係る区域内で行われるもの

(5)　「高度浄水施設等」とは、次に掲げる高度浄水施設、水道原水水質改善施設及び代替水源施設をいう。

ア　高度浄水施設とは、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処し、清浄で異臭味等のない水道水の供給を確保するため、生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理（揮散処理）等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全や安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設、貯水池における水質改善装置並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設をいう。

イ　水道原水水質改善施設とは、高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、水道

原水バイパス管、取排水系統の再編に係る上流取水のための施設、伏流水の取水施設等及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

ウ　代替水源施設とは、クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設をいう。

(6)　水道水源自動監視施設等とは、次に掲げる水道水源自動監視施設及び遠隔監視システムをいう。

ア　「水道水源自動監視施設」とは、水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的･効率的な水道水源の監視を行うために必要な水道原水の連続検査装置及びテレメータ装置等をいう。

イ　「遠隔監視システム」とは、点在する施設の運転管理及び監視の水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために必要な施設であって、取水量、配水池量、塩素濃度、水質異常及び配水量の監視・調整装置等をいう。

(7)　ライフライン機能強化等事業とは、緊急時給水拠点確保等事業、水道管路耐震化等推進事業をいう。

ア　「緊急時給水拠点確保等事業」とは、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管の整備事業及び基幹水道構造物の耐震化事業（補強又は改築・更新）をいう。

イ　「水道管路耐震化等推進事業」とは、老朽化した鋳鉄管等の更新事業、厚生労働大臣が必要と認める対象区域において、直結給水（３階以上の建物に受水槽を使用せず直結給水することをいう。）を可能とするために必要な施設整備を行う事業、鉛製の水道管を更新する事業及び管路において災害復旧を実施した部分から厚生労働大臣が認める区間までを耐震化する事業をいう。

(8)　「資本単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を

利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水１立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費＋支払利息＋受水分資本費（注）}}{\text{総有収水量}}$$

（注）　受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあって、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費}\times\text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

（交付の対象）

第３　この補助金は、地方公共団体（一部事務組合を含む。以下「補助事業者」という。）が行う水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設、水道広域化施設、高度浄水施設等又は水道水源自動監視施設等を整備する場合及びライフライン機能強化等事業を行う場合において、当該施設が水道法第５条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第１の第２欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第４欄に掲げる施設を整備するための事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第１項の規定により整備した施設を補助事業者が買収する事業（以下「ＰＦＩ事業」という。）を含む。）（以下「補助対象事業」という。）に要する費用を交付の対象とする。ただし、補助対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業（国庫補助対象となる事業に限る。）にあっては、当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。）が100,000千円（市町村実施事業及び水道水源自動監視施設整備費にあっては10,000千円）に満たないものを除く。

（補助対象事業費）

第４

１　この補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」とい

う。）は、別表第２に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第７条第１項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きょ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。

２　ＰＦＩ事業の実支出額は、別表第１の第４欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用（施設の維持・管理費用及び金利分を除く。）とする。

３　生物処理、オゾン処理及び活性炭処理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設及び基幹水道構造物の耐震化事業（改築・更新事業に限る。）の補助対象事業費は、水道法第５条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用（実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。）とする。

４　水道水源自動監視施設の補助対象事業費は、別表第１の第４欄に掲げる設備を購入するために必要な備品購入費とする。

（交付額の算定方法）

第５　この補助金の交付額は、補助対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、別表第１に掲げる区分ごとに、補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、生物処理、オゾン処理及び活性炭処理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設及び基幹水道構造物の耐震化事業（改築・更新事業に限る。）に係る補助金の交付額は、別添４及び別添５により算出した基準事業費と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、別表第１に掲げる率を乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第６　この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

１　事業計画の変更

(1)　補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア　事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きょを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

(ｱ)　工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

(ｲ)　構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

(ｳ)　規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

イ　管きょ（構造物の附帯設備である管きょを除く。）にあっては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施行延長の30%以上の増減が生じた場合

ウ　事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合

(ｱ)　本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30％を超える変更をしようとする場合

(ｲ)　本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

(2)　(1)により承認を受けようとするときは、別紙様式１により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

2　工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式５により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。なお、(1)の場合は当該年度の２月20日までに報告しなければならない。ただし、翌年度に繰り越した事業は、(1)の場合、若しくは１の事業計画の変更があった場合に限る。

(1)　補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

(2)　補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合

(3)　補助対象事業が災害を受けた場合

(4)　工事竣工期日が30日以上遅延する場合

3　事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式５による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

4　状況報告

厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

5　財産処分の制限

(1)　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であってその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2)　厚生労働大臣の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があ

ったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

6　財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

7　事業の経理

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式7による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

8　契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

（申請手続）

第７　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(1)　別紙様式１による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2)　都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式２に関係書類を添えて、毎年度別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2　１以外の事業

別紙様式１による申請書に関係書類を添えて、毎年度別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

3　補助事業者は、１又は２の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭

和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

第８　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第７に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（補助金の概算払い）

第９　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

（交付決定の通知）

第10　都道府県知事は、第７の１に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、補助事業者に対し別紙様式３又は別紙様式４により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

第11　都道府県は、交付申請書が到達した日から起算して原則として１ヶ月以内に国に提出するものとし、国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として２ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第12　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(1)　交付額の確定を都道府県が行う場合

ア　当該年度の事業が完了したときは別紙様式８による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（第６の３により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１ヶ月を経過した日。以下同じ）までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式９による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(2)　交付額の確定を厚生労働大臣が行う場合

ア　当該年度の事業が完了したときは別紙様式８による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日（第６の３により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１ヶ月を経過した日。以下同じ）までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式９による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、(2)のアの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式10に関係書類を添えて、毎年度４月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、別紙様式９による年度終了実績報告書については、４月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

２　１以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式８による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して１ヶ月を経過した日又は翌年度４月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月30日までに別紙様式９による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

３　補助事業者は、第７の３ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第13　都道府県知事は、第12の１の(1)に係る国庫補助金について事業実績報

告書の内容を審査の上、交付額の確定を行い、補助事業者に対し別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。また、第12の１の(2)に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、補助事業者に対し別紙様式12により速やかに確定の通知をするものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14　補助事業者は、第７の３ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第12の３の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式６により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

２　厚生労働大臣は、１の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

（その他）

第15　特別の事情により第３、第４、第５、第７、第８、第10、第12及び第13に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第１

１　区　　分		２　国庫補助採択基準	３　補助率	４　国庫補助対象施設	備　考
水道水源開発施設整備費	水道水源開発施設整備費	次のいずれかに該当する事業であること。 １　水道事業 (1) 資本単価が90円／㎥以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が６円／㎥以上であり、かつ、「旧資本単価」が20円／㎥以上であること。また、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円／㎥以上であり、かつ、資本単価が60円／㎥以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が70円／㎥以上であること。 (2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円／㎥以上であること。 ただし、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円／㎥以上であり、かつ、資本単価が120円／㎥以上であること。 ２　水道用水供給事業 (1)　資本単価が70円／㎥以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が６円／㎥以上であり、かつ、「旧資本単価」が８円／㎥以上であること。また、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が65円／㎥以上であり、かつ、資本単価が40円／㎥以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が50円／㎥以上であること。 (2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が100円／㎥以上であること。 ただし、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円／㎥以上であり、かつ、資本単価が80円／㎥以上であること。 ３　渇水に対応するため、海水淡水化施設を緊急に整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するものについては、１、２によらず、水道事業で資本単価が35円／㎥以上であること。又は、水道用水供給事業で資本単価　が25円／㎥以上であること。 (1) 過去５年間において、１日12時間以上の断水を１ヶ月以上実施したことがある水道	１／３ １／２ １／３ １／２ １／２	水道の水源の開発の用に供する次に掲げる施設とする。 １　ダム、堰、水路 ２　海水淡水化施設（海水又はかん水を淡水化する施設） (1) 逆浸透膜方式施設 原水設備、調整設備、（薬品注入設備を含む。）、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備 (2) 電気透析方式施設 原水設備、調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備 (3) その他厚生労働大臣が認めた方式による施設 ３　１又は２の施設と密接な関連を有する施設	

		事業者であり、かつ、次のいずれかに該当するものが海水淡水化施設を整備する事業であること。 ア　水源をダムの開発計画に依存しているが、ダム建設の遅延により、当面の水需給が著しくひっ迫し、早急に水源開発が必要な水道事業者。 イ　流域外のダムに対する水源の依頼度が高く、取水制限を受けると水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。 ウ　地形上大規模な水源開発が困難な地域で、地下水の依存度が高く、渇水時に水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。 (2) (1)に該当する水道事業者に用水供給を行っている水道用水供給事業者が海水淡水化施設を整備する事業であること。			
	遠距離導水等施設整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1　水路の延長が７㎞以上のもの 2　水道水源開発施設整備費の国庫補助対象事業と一体のもの	当該事業が水道水源開発施設整備費の２欄に掲げる１の(1)、２の(1)に係るものである場合１／３、同１の(2)、２の(2)、３に係るものである場合　１／２	1　次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 2　１に掲げる施設には、水道広域化施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。	
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1　現在居住人口が原則として50万人以上のもの。 ただし、地理的に孤立した地域であって、水源が当該地域で得られず、かつ、簡易水道では目的を達することができない場合で、その用水単価、資本単価が著しく高額となる場合にはこの限りでない。 2　給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 3　水道法第５条の２に基づく広域的水道整備計画に基づく事業であって、別添１の基準に適合するものであること。 4 (1) 水道事業については、資本単価が140円／㎥以上であること。 ただし、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円／㎥以上であり、かつ、資本単価が120円／㎥以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、資本単価が100円／㎥以上であること。 ただし、平成６年度以前に採択された事	１／３	1　次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設 2　１に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。	

	業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円／㎥以上であり、かつ、資本単価が80円／㎥以上であること。 (3) 昭和56年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が40円／㎥を超えること。また、昭和57年度から昭和59年度までに採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が60円／㎥を超えること。			
一般広域化施設整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1　特定広域化施設整備費の採択基準の１及び２に適合する事業であること。 2 (1) 水道事業については、平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円／㎥以上であること。 ただし、平成15年度以前に採択された事業は、70円／㎥以上であること。また、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円／㎥以上であり、かつ、資本単価が60円／㎥以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が100円／㎥以上であること。 ただし、平成15年度以前に採択された事業は、50円／㎥ 以上であること。また、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が65円／㎥以上であり、かつ、資本単価が40円／㎥以上であること。 (3) 昭和53年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が14円／㎥を超えること。	1／4	1　次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設（ただし、水道法第５条の２に基づく広域的水道整備計画の事業に限る。） 2　１に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。	
広域化促進地域上水道施設整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1　水道法第５条の２に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であって、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。 2　計画給水人口又は計画給水量が20%（半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定により指定された市町村（これらの市町村が構成団体となる一部事務組合を含む。）にあっては10%）以上増加する新設又は拡張事業であること。 3　資本単価が140円／㎥以上であること。 ただし、上記の基準に満たない事業であって、昭和59年度以前に採択された事業については、「旧資本単価」が90円／㎥以上であること。また、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円／㎥以上であり、かつ、資本単価が120円／㎥以上であること。	1／3	1　次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設（ただし、配水管の口径は、計画給水人口が25万人以上にあっては150㎜以上、25万人未満にあっては75㎜以上であること。） 2　１に掲げる施設には水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費	

				の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。	
	水道広域化促進事業費	次のいずれにも該当する事業であること。 1　統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に関係する水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等（統合予定日が、協定書等の締結日から３年以内であるものに限る。）が締結されていること。 2　給水人口が概ね10万人以下であり、かつ資本単価が90円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。 3　経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。 4　３の整備計画は、別添２に定める要件を満たすものであること。	１／３	1　次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設 2　１に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。	
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1　高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の(1)に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、(2)～(5)のいずれかに該当するものであること。 (1) 対象となる河川、湖沼等 ア　環境基本法第17条第１項に規定する地域内の河川、湖沼等 イ　水質汚濁防止法第４条の２第１項に規定する指定地域及び同法第14条の８に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等 ウ　瀬戸内海環境保全特別措置法第５条第１項に規定する区域内の河川、湖沼等 エ　環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域 オ　湖沼水質保全特別措置法第３条第１項に規定する指定湖沼 カ　クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等 キ　トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された地下水 ク　その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と厚生労働大臣が認める地域内の河川、湖沼等 (2) 水道水における異臭味障害の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。 (3) 水源水質について、「水質基準に関する	１／３	1　次に掲げる施設とする。 (1) 高度浄水施設整備事業 ①生物処理施設 生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ②オゾン処理施設 オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ③活性炭処理施設 ア　粉末活性炭処理施設 粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 イ　粒状活性炭処理施設 活性炭吸着槽、電気・機械設備、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備 ④ストリッピング処理施設（揮散処理） 充填塔、電気・機械設備、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備 ⑤酸化処理施設（原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設） 酸化設備、沈澱ろ過設備（酸化処理に伴って必要となるものに限る。）、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装	

		省令」（平成15年５月30日厚生労働省令第101号）に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン（表流水に係るものに限る。）が基準値を超えていること。 また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。 (4) 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。 (5) クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合においては、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、紫外線処理施設のみを整備する浄水場にあっては、地表水以外の水を水道の原水としていること。 2　次のいずれかに該当するものであること。なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては(4)の要件を満たしていること。 (1) 病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。 a　既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。 b　既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。 (2) 水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。 a　給水人口５万人未満であること。 b　施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものであること。 (3) 代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。 (4) 水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、平成25年度以前に採択された事業を除く。 3 (1) 水道事業については、資本単価が90円／㎥以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事	置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑥電気透析処理施設（原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設） 調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑦膜ろ過施設 調整設備（薬品注入設備含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑧紫外線処理施設 調整設備（薬品注入設備を含む。）、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑨原水調整池（水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池） 原水調整池、導水管（原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。）、電気・計装・機械設備 ⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設 ア　急速ろ過施設（消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であって、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設） 凝集池、薬品沈澱池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 イ　膜ろ過施設 調整設備（薬品注入設備を含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備置 ⑪貯水池水質改善施設 水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備 ⑫離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設 ⑬①～⑫に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設 (2) 水道原水水質改善事業 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、次に掲げるもの ①水道原水バイパス管	

		業は、70円／㎥以上であること。 (2) 水道用水供給事業については、資本単価が70円／㎥以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、50円／㎥以上であること。 上記１、２の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であって、３の基準に満たない事業、又は、平成21年度以前に採択された事業であること。	１／４	水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設 ②取排水系統再編に係る上流取水のための施設 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 ③伏流水取水施設 集水埋きょ、取水ポンプ、導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設 ④①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設 (3) 代替水源施設整備事業 クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設 ①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る。）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設 ②①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設 (4) (1)から(3)に掲げる施設と密接な関連を有する施設 ２　１に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。	
水道水源自動監視施設等整備費	水道水源自動監視施設整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 １　水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること ２　２以上の水道事業者等が連携して（ただし、平成22年3月31日までに市町村合併が行われたことに伴い統合した水道事業者等にあっては、合併年度及びこれに続く１年度はこの限りではない。）体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。 ３　都道府県が定める水道水質管理計画と整合性がとれたものであること。	１／４	別添３に掲げる機器	
	遠隔監視システム整備費	平成21年度までに簡易水道事業と統合する水道事業及び「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」（昭和44年５月８日厚生省生衛第405号厚生事務次官通知の別紙乙）に規定している	１／４	計装用機器（流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等）、監視操作設備、制御設備、伝送設備及びその他付帯設備	

		簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合する、又は統合した水道事業者が、当該統合を契機として、施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。			
ライフライン機能強化等事業費	緊急時給水拠点確保等事業費	次の１～７のいずれかに該当する事業であること。 なお、本事業において「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅲの地域をいう。 Ⅰ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第３条第１項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第３条第１項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域 Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること。			
		1 配水池 次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。 (1) 計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池を整備する事業であること。 ただし、平成15年度以前に採択された事業については、なお従前のとおりとする。 (2) 資本単価が90円／㎥以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円／㎥以上であること。 (3) 地震対策等地域のⅠ～Ⅲのいずれかにおける事業であること。	1／3	1 配水池 配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設 (1) 送水管及び配水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。） (2) 塩素注入設備 (3) 計装設備 (4) 仕切弁、緊急遮断弁等 (5) ポンプ	
		2 緊急時用連絡管 緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若しくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。 (1) 広域圏域の間又は近隣の水道事業体等の間の場合は当該水道事業体等の一つが、同一の水道事業体内の場合は当該水道事業体等が、次のいずれにも該当するものであること。 ア 資本単価が90円／㎥以上であること。 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円／㎥以上であること。 イ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 (2) 厚生労働大臣が認める緊急時用連絡管の整備事業であること。	1／3	2 緊急時用連絡管 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管 (4) ポンプ (5) 計装機器 (6) その他必要な施設	

		3　貯留施設 　送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業であって、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。 (1) 資本単価が、水道事業にあっては90円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては70円／㎥以上であること。 　ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては70円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては50円／㎥以上であること。 (2) 既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。 (3) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。	1／3	3　貯留施設 　貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設 (1) 貯水施設 (2) 配水管、送水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。） (3) 給水管、給水栓、給水ポンプ（ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。）	
		4　緊急遮断弁 　緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であって、次の(1)(2)のいずれにも該当する事業であること。 (1) 資本単価が、水道事業にあっては90円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては70円／㎥以上であること。 　ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては70円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては50円／㎥以上であること。 (2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。	1／3	4　緊急遮断弁 　緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する次に掲げる施設 (1) 緊急遮断弁（作動スイッチを含む。） (2) 非常用電源設備 (3) 伸縮可撓管（ただし、配水池等との連結部分に限る。）	
		5　大容量送水管 　緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であって、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。 　ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成20年4月8日健水発第0408002号厚生労働省健康局水道課長通知を参照）の応急給水の目標設定例に基づき、給水地域全体に10日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする。 (1) 資本単価が、水道事業にあっては90円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては70円／㎥以上であること。 　ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては70円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては50円／㎥以上であること。 (2)　地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 (3) 地震等の災害時には、給水タンク車、消防車への給水、仮設給水栓による応急給水など、防災活動の拠点となるものであること。	1／3	5　大容量送水管 　送水管及び立坑施設	

		6　重要給水施設配水管 　基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。 (1) 次のいずれにも該当する事業であること。 ア　資本単価が90円／㎥以上であること。 　ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円／㎥以上であること。 イ　地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設への配水管であること。 ウ　給水人口５万人以上の水道事業者が整備する場合にあっては、次のａに該当し、かつ、ｂ～ｄのいずれかに該当する水道事業者であること。なお、ｃ及びｄは、平成30年度までの時限措置とする。 ａ　地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 ｂ　１か月に10㎥使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口５万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者。 ｃ　平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者。 ｄ　水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。 (2) 厚生労働大臣が認める重要給水配水管事業であるもの。	1／3	6　重要給水施設配水管 　重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設	
		7　基幹水道構造物の耐震化事業 　配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。 (1) 次のいずれにも該当する事業 ア　資本単価が水道事業にあっては90円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては70円／㎥以上であること。 　ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあっては70円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては50円／	1／3	7　基幹水道構造物の耐震化事業 (1) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。） (2) その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設	

		㎥以上であること。 イ　地方公営企業法施行規則第14条に定める法定耐用年数以内の施設であること。 ウ 平成9年度以前に建築された施設であること。 エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動(レベル2地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。 オ　地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 (2) 厚生労働大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの。			
				８　１から７に掲げる施設には、水道広域化施設整備費の国庫補助対象となる施設は含まないものとする。	
水道管路耐震化等推進事業費		次の１～４のいずれかに該当する事業であること。 なお、１の事業において「地震対策等地域」とは、次のⅠ、Ⅱの地域をいう。 Ⅰ　大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第３条第１項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第３条第１項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域 Ⅱ　地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域			
		１　老朽管更新事業 (1) 次のいずれにも該当する事業であること。 ア　地震対策として行う更新事業であって、次のａに該当し、かつ、b～fのいずれかに該当するすること。ただし、dについては平成25年度まで、eについては平成30年度までの時限措置とする。 a　地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。 b　給水人口が５万人未満の水道事業者。 c　給水人口が５万人以上の水道事業者であって、１か月に10㎥使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口５万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者。 d　給水人口が５万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における鋳鉄管、コンクリート管の更新事業に限る。	１／３ （ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄管の更新事業にあっては、１／４）	１　老朽管更新事業 布設後20年以上経過した塩化ビニル管（接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。）、鋳鉄管及びコンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタイル鋳鉄管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管 ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管については基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されているものに限る。	

		① 基幹管路における「布設後20年以上経過した鋳鉄管、コンクリート管」（次の②において「老朽管」という。）が、基幹管路延長の10%以上残存している水道事業者。 ② 単年度あたり、基幹管路延長の1.5%以上又は５㎞以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者。 e 給水人口が５万人以上の水道事業者であって、次のいずれかに該当する水道事業者。 ① 平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者。 ② 水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。 f 水道用水供給事業者であること。 イ 水道事業で資本単価90円／㎥以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円／㎥以上であること。また、平成10年度以前に採択された事業であって上記の基準に満たないものについては、用水単価160円／㎥以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価80円／㎥以上であること。また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準にに満たないものについては、水道事業にあっては資本単価が70円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては資本単価が50円／㎥以上であること。			
		(2) (1)に該当する事業であって、水道事業で資本単価140円／㎥以上、又は水道用水供給事業で資本単価100円／㎥以上であること。また、平成10年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価230円／㎥以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価130円／㎥以上であること。	１／２（ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄管の更新事業にあっては、１／３）		
		(3) 厚生労働大臣が認める老朽管の更新事業であること。	１／４		

		2　管路近代化事業 直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であって、直結給水対象人口が10万人を限度とするものであること。 (2) 資本単価140円／㎥以上であること。	１／３	2　管路近代化事業 次に掲げる事業であること。 (1) 石綿セメント管並びに、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及び鋼管等の管路更新（動水勾配の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口径を認める。） (2) ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新 (3) その他必要と認める附帯施設	
		3　鉛管更新事業 鉛管の更新事業であって、資本単価90円／㎥以上であるもの。ただし、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準にに満たないものについては、70円／㎥以上であること。	１／３	鉛管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管	
		4　基幹管路耐震化整備事業費 次のいずれにもにも該当する事業であること。 (1) 災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。 (2) 原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。 (3) 更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること。	１／２	次に掲げる施設であって、災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の(3)のエについては、災害復旧事業の対象となった部分から最初の分岐部までの区間とする。 (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管（次のいずれかに該当するものに限る。） ア　給水人口50万人以上の水道事業者においては、口径200㎜以上の配水管 イ　給水人口25万人以上50万人未満の水道事業者においては、口径150㎜以上の配水管 ウ　給水人口25万人未満の水道事業者においては、口径125㎜以上の配水管 エ　学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管	

（注１）　「用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の減価償却費と支払利息の合計額（以下「資本費」という。）及び当該事業の20年間の経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水１立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費＋支払利息＋経営費}^{(注)}}{\text{総有収水量}}$$

（注）　水道用水供給事業から受水する水道事業にあっては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。

（注２）　「原水単価」とは、水道水源開発施設の新築又は改築及び管理に要する費用の額を当該水道水源開発施設を利用して得られる水道用水の有収水量で除して得た水１立方メートル当たりの費用の額であって、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{建設費}\times\{(1+0.4\times\text{利子率}\times\text{工期})\times(\text{減価償却率}+\text{利子率})+\text{管理費率}\}}{\text{（新規の水道水源開発施設による）年間有収水量}}$$

（注３）　「旧資本単価」とは、当該水道水源開発施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る15年間の支払利息と、減価償

却費又は起債の元金償還金のいずれか大きい方の額の合計額を15年間の総有収水量で除して得た水１立方メートル当たりの費用の額であって、次に定める式により算出したものをいう。

$$\frac{(\text{支払利息})+(\text{減価償却費又は元金償還金のうち大きい方の額})}{\text{有収水量}}$$

（注４） 「旧用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設（配水施設を除く。）の新築又は改築に要する費用及び当該施設に係る経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該水道広域化施設を利用して得られる総有収水量で除して得た水１立方メートル当たりの費用の額であって、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{事業費}\times(1+0.4\times\text{利子率}\times\text{工期})\times\text{賦金定率}\times(\text{起債の償還期間}-\text{工期})+\text{経営費}}{\text{有収水量}}$$

（注５） 第５の「別表第１に掲げる率」は第３欄の補助率をいう。

別添１

特定広域化施設整備事業の基準

１　計画の内容等に関する事項

（１）計画は、水道の広域的な整備に関する基本方針（計画の目標及び期間、計画推進のための基本方針等）、計画の区域に関する事項（計画区域の範囲、計画区域内の水道の現状及び問題点、水需給の見直し等）、根幹的水道施設の配置その他基本的事項（施設整備、維持管理、財政等に関する事項）について定めるものとすること。

（２）計画は、２で指示するところにより都道府県知事が策定する水道の整備に関する基本的な構想（以下「水道整備基本構想」という。）に適合するものであること。ただし、需要の緊急性、供給の制約等の理由で、やむを得ず、２の（２）にいう圏域のうちの一部を除外した区域について計画を策定する必要がある場合には、水道整備基本構想との整合性が保たれるものとすること。

（３）計画の目標年次は、当該計画における施設整備に要する期間に合致して決定するものとするが、おおむね１０ないし１５年後程度とすること。

なお、維持管理、経営に関しては、その実施の可能性を勘案して、別途その目標年次を定めても差し支えないこと。

（４）計画の目標年次までの需要と供給の見通しが確実なものであること。このさい、２０年後までの需要予測を明らかにしておくとともに、将来の長期的な供給の見通しについても概括的な考察を行うこと。

（５）計画の内容は、当該計画区域の全域における水の需要と供給の状況を基とし、地形、水源の位置、供給対象の分布並びに水道施設の建設及び維持管理の難易、安全性、確実性及び経済性とともに、区域内の水道事業等の料金の実態、災害時の緊急給水等についても配慮して定めるものとすること。

（６）施設整備に関しては、特に（５）に留意しつつ、適正かつ合理的に施設の規模の決定及び配置を行うこと。

この場合、既存施設との有機的な関連について留意するほか、必要に応じその廃止統合について配慮すること。

また、水道用水供給事業、水道事業及び簡易水道事業に区分してそれぞれの区分ごとに施設整備の計画の概要と実施スケジュールを明らかにするとともに、その内容が安当なものとなるよう配慮すること。

（７）維持管理に関しては、計画区域全体のすべての水道施設の技術的管理が合理的に行われるよう必要に応じて中枢的機能を有する管理センター又はその支所の設置、機動力の配置等管理体制の整備について配慮しつつ、施設管理と水質管理に区分して策定すること。

施設管理（給水装置に関する技術的業務を含む。）については、配水量の有効率の目標及びそれを達成するための方策、災害の発生その他緊急時のための応急給水体制及び資材の備蓄等について配慮すること。

また、水質管理については、計画区域内の水道について水道法に定められた水質検査

等のほか、原水及び浄水行程の水質の管理並びに水質に係る調査研究も行われるよう必要に応じて共同管理体制又は自己管理体制の整備について配慮すること。

（８）財政等に関しては、施設整備のうち水道広域化施設について、施設別年次別の事業費及び経常費用の概算並びに給水原価について明らかにした財政計画を立てるものとすること。その際、水道広域化施設が水道用水供給事業に係るものである場合には、関係水道事業の給水原価への影響についても明らかにすること。

また、水道広域化施設の経営形態及び事業主体については、その地域の実情に応じ、適切かつ合理的な建設及び管理運営が行われるよう配慮して決定すること。この場合、市町村の意向を十分に尊重しつつ、水道事業等の経営並びに施設の建設及び維持管理の業務の共同化又は再編成についても配慮すること。

なお、水道事業等の経営の再編成を行う場合にあっては、その方策を明らかにすること。

２　水道整備基本構想に関する事項

当該都道府県の地域の自然的社会的諸条件に応じつつ、水道の計画的な整備を図り、水需要の均衡、水道水質の安全確保、水道の未普及地域の解消その他当該地域の水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにするため、下記の事項に留意しつつ、管内全域の水道の整備に関する基本的な構想を策定するよう配慮されたいこと。

なお、この構想は、必要があるときは、適宜見直しを行われたいこと。

（１）水道整備基本構想では、管内の水道に係る諸条件の概要、水道の現況、圏域の区分、水道水の需要と供給の見通し、水道整備の基本方針、水道整備推進方策及びその年次計画等について明らかにすること。

（２）水道の整備を円滑に推進するため地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域がいずれかの圏域に含まれるよういくつかの圏域に区分するものとすること。この場合、当該圏域はそれぞれ以下の要件に適合するよう配慮すること。

ア 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること。

イ 社会的経済的条件からみて、住民の生活圏として一体性を有する地理的範囲であること。

ウ 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的財政的基盤を備えていること。

エ 現在居住人口が25万人以上をめやすとすること。なお、圏域は必ずしもその区域内において水道施設が一体となるように設定しなければならないものではないこと。

（３）目標年次はおおむね２０年後とすること。ただし、長期的水源の見通しが明らかでない場合は、中間目標を設定して差し支えないこと。

（４）長期的な水道水の需要と供給の均衡をとることを基本とし、施設整備については重複投資のない合理的なものとするとともに、維持管理については、施設及び水質の管理水準の向上とそのための共同化について配慮すること。

（５）当該地域に係る開発計画等との整合性がとられていること。

別添２

水道広域化促進事業に係る整備計画について

１　計画策定の趣旨

運営基盤の強化、格差是正を目的とした水道事業等の事業統合を促進するため、国庫補助対象として行う施設整備について整備計画を策定する。

２　事業実施期間

１０年間を限度とすること。

３　補助対象事業

（１）事業実施期間における補助対象事業費の総額は、経年施設更新事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用（関係する水道事業が複数の場合はそれらの費用の合計）及び統合関連事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用の合計とすること。

（２）統合関連事業に係る国庫補助対象施設の整備に要する費用は、経年施設更新事業に関する国庫補助対象施設の整備に要する費用を上限とすること。

４　計画書の記載内容

（１）統合対象事業体の概要

ア　事業体名

イ　給水人口（水道事業）又は一日最大給水量（水道用水供給事業）

ウ　資本単価

（２）統合計画区域

（３）事業実施期間（１０年以内の計画を記入し、年度別事業実施予定を明示すること。）

（４）事業内容

ア　経年施設更新事業に係る施設の更新・改修計画の内容・説明

イ　統合関連事業に係る施設の整備計画の内容・説明

ウ　統合後の施設の概要

５　添付書類

（１）事業統合について合意する旨の協定書等の写し

（２）事業施行年度毎に色分けした施設整備に係る図面

（３）統合後の給水区域図

別添３

水道水源自動監視施設整備事業費の国庫補助対象施設

理化学的指標検査装置（濁度、電気伝導度、pH等）、生物指標検査装置（魚類等生物を利用）、サンプリング装置、ろ過装置、テレメータ、監視盤及びその他附帯機器

別添４

高度浄水施設等整備費に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す処理方式別基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔処理方式別基準単価〕

区　　分		処理能力（㎥/日）			
		～10,000以下	10,000超～30,000以下	30,000超～100,000以下	100,000超～
処理方式	活性炭処理	円 59,000	円 35,000	円 17,000	円 15,600
	オゾン処理 活性炭処理	70,000	41,000	23,000	21,600
	生物処理	29,000	18,000	15,000	15,000
	オゾン処理 活性炭処理 生物処理	99,000	59,000	38,000	36,600

〔基準事業費算定方式〕

処理方式の区分に応じて、補助対象施設の処理能力値（計画浄水量）にそれぞれ該当する処理能力区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に補助年度の実施率（注）を乗じた額を基準事業費とする。

$$\text{（注）実施率} = \frac{\text{補助年度事業費}}{\text{全体事業費（事業開始から完了までの事業費総額）}}$$

※小数点以下第４位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

（算定例）

施設処理能力　112,500㎥/日でオゾン、活性炭処理の場合

{(10,000㎥/日×70,000円)＋(20,000㎥/日×41,000円)＋(70,000㎥/日×23,000円)＋(12,500㎥/日×21,600円)}×0.213(実施率)=724,200千円

実施率=1,138,000千円÷5,350,000千円=0.213

（補助年度事業費）　（全体事業費）

別 表

基準事業費算定明細書

補助事業者名		処 理 方 式	活性炭・オゾン・生物
浄 水 場 名		公称施設能力	㎥/日
工　　期		計画浄水量	㎥/日

算定内訳

処理能力区分(a)	基準単価(b)	基準事業費(a×b)
ア ～10,000以下 ㎥/日	円	千円
イ 10,000超～30,000以下 ㎥/日	円	千円
ウ 30,000超～100,000以下 ㎥/日	円	千円
エ 100,000超～ ㎥/日	円	千円
オ 合計(ア～エ) ㎥/日	－ －	(A)(千円未満四捨五入) 千円

実施率

年度事業費　　全体事業費　　(B)(小数点以下第４位四捨五入)

(　　千円)÷(　　千円)=(　　)

基準事業費　　(千円未満切捨て)

(A)(　　千円)×(B)(　　千円)=　　千円

補助実績(見込み)

年度区分	各年度事業費	全体事業費	実施率	国庫補助額
	千円	千円		千円
合　計				

(注)１．処理方式欄は、該当する処理方式に○印を附す。

２．実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

別添５

ライフライン機能強化等事業費に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔基準単価〕

区　　分	有　効　容　量　（㎥）	
	～1,500㎥以下	1,500㎥超～
改　築　・　更　新　事　業	40,000円/㎥	20,000円/㎥

〔基準事業費算定方式〕

補助対象施設の有効容量に応じて、それぞれ該当する有効容量区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に補助年度の実施率(注)を乗じた額を基準事業費とする。

$$(注)実施率=\frac{補助年度事業費}{全体事業費(事業開始から完了までの事業総額)}$$

※小数点以下第４位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

(算定例)

有効容量　3,200㎥で改築・更新事業の場合

{(40,000円/㎥×1,500㎥)+(20,000円/㎥＋1,700㎥)}×0.236(実施率)=22,184千円

実施率= 35,900千円　÷ 152,000千円 = 0.236

（補助年度事業費）　（全体事業費）

別 表

基準事業費算定明細書

補助事業者名		事　業　名	改築 ・ 更新事業
施　設　名		有 効 容 量	

算定内訳

有効容量 (a)	基準単価 (b)	基準事業費 (a×b)
ア ～1,500㎥以下 ㎥	40,000円/㎥　円	千円
イ 1,500㎥超～ ㎥	20,000円/㎥　円	千円
ウ 合計(ア～イ) ㎥	－	(A)(千円未満四捨五入) 千円

実施率

年度事業費　　全体事業費　　(B)(小数点以下第４位四捨五入)

(　　千円)÷(　　千円)=(　　)

基準事業費　　(千円未満切捨て)

(A)(　　千円)×(B)(　　千円)=　　千円

補助実績(見込み)

年 度 区 分	各年度事業費	全 体 事 業 費	実　施　率	国庫補助額
	千円	千円		千円
全　体				

(注)　実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

別表第２

費　目	種　目	細　分	算　定　方　法	説　　明
工事費	１　本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。	「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費という。
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舎及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。 「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、仮設費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを碍ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。
	２　附帯工事費		附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。	「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。

	3 用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。	「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
	4 調査費		調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。	「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。 なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については対象外とする。
	5 機械器具費		機械器具費については、適正な実支出額とする。	「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。
	6 営繕費		営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000万円以下の場合 5．0% (2) 合計額が 1,000方円をこえ3,000万円以下の場合 4．0% (3) 合計額が 3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 3．0% (4) 合計額が10,000万円をこえる場合 2．0%	「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。
	7 工事雑費		工事雑費については、１の本工事費から６の営繕費までの合計に直接施工のものにあっては4．0%請負施工のものにあっては1．5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。	「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水科、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。
事務費			事務費については、１の本工事費から６の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満た	「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。

			ない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1)　合計額が1,000万円以下の場合　5．5% (2)　合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合　3．5% (3)　合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合　2．5% (4)　合計額が3億円をこえ20億円以下の場合　2．0% (5)　合計額が20億円をこえる場合　1．5%	ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。 なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については、対象外とする。